

福岡県における生活保護受給者への後発医薬品使用促進に向けた取り組みについて

福岡県福祉労働部保護・援護課

1 後発医薬品使用促進に関する状況について

- ・ 国全体で後発医薬品の使用促進の取組みが行われる中、生活保護においては、平成25年5月の国通知により、指定医療機関である薬局において一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した生活保護受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤する取組
- ・ 生活保護法の一部改正により、平成26年1月から、医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、医療機関等が生活保護受給者に対して後発医薬品の使用を促していくことを法制化（改正法第34条第3項）
- ・ さらに、後発医薬品の使用割合に地域差がみられることから、平成27年度より、後発医薬品の使用割合が国から示された目標値である75%を下回る地方自治体においては、自治体ごとにそれぞれの使用割合を踏まえた使用促進に係る計画を策定する取組などの対応を行っているところです。

2 生活保護における後発医薬品使用割合の状況について

生活保護におけるこれまでの取組の効果により医療扶助における後発医薬品の使用割合は、平成27年6月審査分で63.8%（医科入院、医科入院外、歯科、調剤の総数である医療扶助全体における割合）となっており、医療全体では、56.2%（医薬品価格調査（薬価本調査）（平成27年9月取引分）（速報値）であることから、生活保護は医療全体を約7.6%上回っています。

福岡県の生活保護については、61.4%で全国平均を2.4%下回っています。

生活保護における後発医薬品の使用割合（数量シェア）

	生活保護		医療全体
	全国	福岡県	
平成24年	27.30%	—	27.80%
平成25年	47.80%	48.10%	46.70%
平成26年	61.00%	59.30%	54.50%
平成27年	63.80%	61.40%	56.20%

※出典「医療扶助実態調査」（各年6月診療報酬明細書審査分）

3 生活保護における福岡県の取り組みについて

- ・ 福岡県医師会、福岡県歯科医師会、福岡県薬剤師会へ生活保護受給者への後発医薬品使用促進について会員医療機関への周知、協力依頼。
- ・ 生活保護指定医療機関及び生活保護受給者へ周知、協力依頼のためのリーフレット、チラシを作成し配布。(平成24年度、平成25年度、平成26年度)
- ・ 平成24年度から適正受診指導事業として、福岡県薬剤師会に委託し、薬剤師である適正受診指導員を各保健福祉(環境)事務所に配置し、指導員が指定薬局へ個別訪問し、生活保護受給者への後発医薬品の取扱いについて説明し協力要請を行っている。(平成26年度192薬局訪問、平成27年度161薬局訪問)
- ・ 薬局から情報提供される生活保護受給者への先発医薬品の調剤状況報告及び診療報酬明細書の内容等から指導対象者に対して、ケースワーカーが訪問の際に、後発医薬品の原則使用について説明指導を行っている。